

実務経験による監理技術者資格者証の申請をする方へ

次の1～4全ての要件を満たすことが必要です。

1. 申請する業種は、次の22業種のいずれかであるか？

大工工事	左官工事業	とび・土工・コンクリート工事業	石工事業
屋根工事業	タイル・れんが・ブロック工事業	鉄筋工事業	しゅんせつ工事業
板金工事業	ガラス工事業	塗装工事業	防水工事業
内装仕上工事業	機械器具設置工事業	熱絶縁工事業	電気通信工事業
さく井工事業	建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業
清掃施設工事業	解体工事業		

※指定建設業7業種（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業）では、実務経験による監理技術者資格が認められていません。

2. 「実務経験」について、以下要件を満たす経験であるか？

✓ 申請業種の経験であるか？

※保守管理業務、草刈り・除雪等の委託業務、据付工事を含まない機器の設計・製作・システム開発は該当しません。

※元請・下請、請負代金の額、現場での職名等については問いません。

※発注者側（自社発注工事等）での経験も含まれます。

✓ 必要年数の経験があるか？（12～18 ページ）

※指導監督的実務経験2年と重複することが可能です。

3. 「指導監督的実務経験」について、以下要件を満たす経験が2年以上あるか？

✓ 元請工事での経験であるか？

✓ 申請業種で請け負っている工事か？

※申請業種以外で請け負った工事は、申請業種の経験が含まれていたとしても対象外です。

例えば「機械器具設置工事」で申請する場合、以下に該当するかご確認ください。

- ・許可行政庁に提出する「工事経歴書」に「機械器具設置工事」として記載した工事
- ・経営事項審査において、「機械器具設置工事」として売上に計上した工事
- ・発注者から「機械器具設置工事」の監理技術者を求められた工事

✓ 請負代金4,500万円以上の工事か？

※昭和59年9月30日までは、請負代金の額が1,500万円以上の工事となります。

※昭和59年10月1日～平成6年12月27日までは、請負代金の額が3,000万円以上の工事となります。

✓ 工事の技術面を総合的に指導監督した経験か？

※工事の一部に係る技術面の責任者としての経験、建設工事の施工に係る見習い中の経験は含まれません。

※工程管理、品質管理、安全管理、技術上の指導を行っていることが必要です。

4. 「指導監督的実務経験」について、証拠書類の提出が可能であるか？（24 ページ）

✓ 工事内容が確認できるか？

✓ 工事における申請者の職名（立場）が確認できるか？